

第 1 章

労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を学ぶ

(OSHMS の基礎知識)

「労働安全衛生マネジメントシステム」は、労働災害防止の取組をより効果的に進めるための事業場としての仕組みです。しかし、労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むのは難しい、大変ということを知ります。

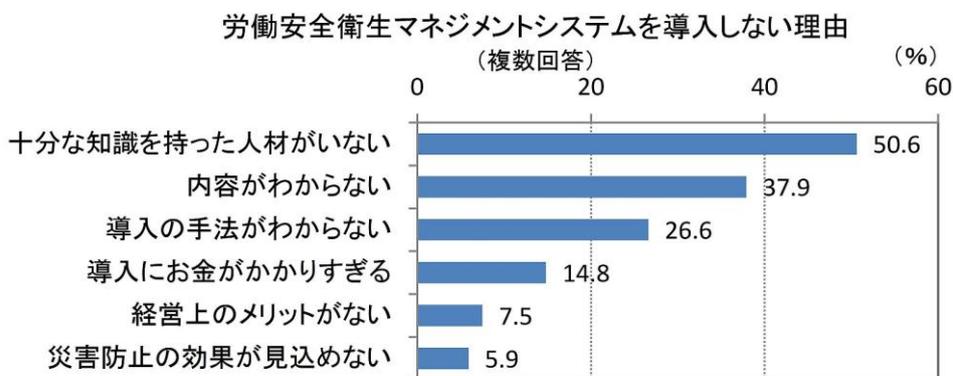
(注) 労働安全衛生マネジメントシステムは、Occupational Safety and Health Management System の頭文字をとって、「OSHMS」と省略されることがあります。

平成 22 年の厚生労働省の調査によると、グラフのように、労働安全衛生マネジメントシステムを導入する理由として、「十分な知識を持った人材がない」、「内容がわからない」、「導入の手法がわからない」、「導入にお金がかかりすぎる」という回答が多い一方、「災害防止の効果が見込めない」という回答は少なくなっています。

また、労働安全衛生マネジメントシステム導入の効果は、表のように労働災害やヒヤリ・ハット体験が、「減少した」と「ある程度減少した」を合わせると、94%にのぼっています。さらに、「減少した」の割合で見ると、小規模事業場ほどその効果が大きいことがわかります。

第 1 章では、Q&A形式で、労働安全衛生マネジメントシステムの基本的なことについて理解できるようにし、また導入を難しくしている理由について、実はそれほど難しく考えなくても取り組むことができるということを理解できるようにしています。

OSHMSは、いまやっている安全衛生活動をもとに、可能なことから取り組みばよいものです。



(資料) 平成 22 年労働安全衛生基本調査

労働安全衛生マネジメントシステム導入後の労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況別事業所割合

| 区分 | 労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況 | | |
|-------------|-------------------|----------|---------|
| | 減少した | ある程度減少した | 減少していない |
| 平成 22 年 | 39.5 | 54.5 | 6.1 |
| 1000 人以上 | 26.1 | 50.9 | 23 |
| 500 ~ 999 人 | 29.7 | 60.2 | 9.9 |
| 300 ~ 499 人 | 27.6 | 65.4 | 7 |
| 100 ~ 299 人 | 25.5 | 66.5 | 8 |
| 50 ~ 99 人 | 37.2 | 54.1 | 8.7 |
| 30 ~ 49 人 | 40.6 | 48.5 | 10.9 |
| 10 ~ 29 人 | 42.5 | 53.6 | 3.8 |

Q 1. なぜ労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むと労働災害が減少するのでしょうか。

労働災害の発生を防止するためには、災害の原因となるリスクをできるだけ少なくすればよいということは容易に理解できると思います。そのための取組には、次の2つが考えられます。

- ① 労働安全衛生法等法令で定められていることを遵守すること。
- ② 事業場の実態に対応した労働災害防止の取組を自主的・積極的に行うこと。

1. 法令を守ること

法令で定められた事項の多くは、過去に発生した重大な災害について、その再発を防止するために定められたものであり、安全衛生管理体制の整備など基本的な取組と、発生した重大な災害を防止するための措置の取組で、これらは事業場にその実施が義務付けられています。

特に、昭和47年に制定された労働安全衛生法は、それまでの労働基準法に基づく労働安全衛生規則から単独の法律となったもので、労働安全衛生法の制定後労働災害は大きく減少し、法による労働災害防止の効果が大きかったことが分かります。



労働安全衛生法は、労働災害を防止するために事業者が最低限遵守すべき措置を事業者に義務づけたものですから、労働災害を防止するためには、まず法令で定められたことを確実に実施し、法令を遵守することが最低限の条件として必要です。

2. 自主的な労働災害防止対策を進めること

近年、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となってきています。このため、労働災害をさらに減少させるためには、前記②に記述したように、法令を遵守するだけでなく、事業場の実態に応じた自主的な労働災害防止の取組が重要となってきます。これは、事業場の

リスクをあらかじめ探し出し、事前にそのリスクを低減させる取組で、先取り型の安全といわれ、今後の効果が期待されるものです。

この取組には、ヒヤリ・ハット活動、危険予知訓練（KYT）などがありますが、近年、法令の努力義務や、法令に基づく指針等で特にその取組が求められているものに、リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムがあります。

3. リスクアセスメントはリスク低減の重要な手法

リスクアセスメントは、職場にあるリスクの程度を災害発生の可能性の高さと発生した場合の重大性（指針では重篤性）の大きさの両面から評価をし、リスクの程度を踏まえ、リスクを低減する取組を進めるもので、効果的なリスク低減措置を行うための大変有効な手法です。このため、労働安全衛生法でも事業者の努力義務としてその取組が求められています。

指針の「危険性又は有害性等の調査」は、リスクアセスメントと言われるものです。



4. 労働安全衛生マネジメントシステムが災害減少に効果的な理由

労働災害を防止し、災害を減少させるには職場のリスクを低減する必要がある、リスクアセスメントが有効な手段であると説明しました。

このリスクアセスメント等によるリスク低減措置を確実に実施していくためには、事業場の生産ライン等のいわゆるラインを中心に組織全体として取り組む体制をつくり、そのうえで、計画をたて、実施をしていく必要があります。また、その仕組みについては効果的に機能しているかを適宜チェックして、よりよい仕組みに見直していくことも大切です。

このような仕組みを事業場の中につくり、リスク低減の取組を継続して実施していくことが、労働安全衛生マネジメントシステムを導入するということです。

労働安全衛生マネジメントシステムは、リスクを着実に低減させる仕組みであることから、労働災害の減少に大きな効果があるのです。

Q 2. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は費用が大変にかかると聞いており、なかなか導入に踏み切れません。

1. 認証を受ける場合は一定の費用が必要

労働安全衛生マネジメントシステムはISO（国際標準化機構）とは異なりますが、ISOの9000シリーズである「品質マネジメントシステム」や同じく14000シリーズである「環境マネジメントシステム」と同等のマネジメントシステムとして位置付けられており、労働安全衛生マネジメントシステムにもISOと同様の認証の制度もあります。

労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、認証を受けるといった場合には、認証を受けるための詳細な基準である要求事項を満たす取組が必要であり、専門家のコンサルテーション（助言・指導等）を受ける場合も多く、そのための費用が必要となる場合があります。また認証そのものについても一定の費用がかかります。このため、認証を受ける場合には相応の費用がかかることとなります。

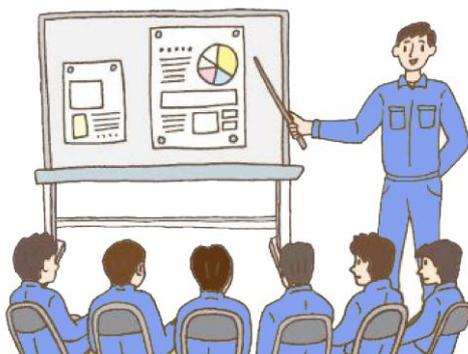
2. 労働安全衛生マネジメントシステム導入では費用はわずか

労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、労働災害防止に取り組むということであれば、特に認証を受ける必要はありませんので、特別に多額の費用がかかるということはありません。

厚生労働省では、委託事業として労働安全衛生マネジメントシステムの研修やリスクアセスメントの研修を各地で実施しています。この場合は研修会への参加は無料ですので積極的に参加をするようにしましょう。また、専門の教育機関等が行っている労働安全衛生マネジメントシステムの講座を受講する場合も、通常の講習会、研修会の費用のみです。

労働安全衛生マネジメントシステムは、まずは導入し取り組むことが災害を減少させるために重要なことであり、必ずしも認証を受ける必要はないものです。ただし、導入後、その取組の結果として、自社の労働安全衛生マネジメントシステムのレベルを確認するために、認証等を受けることは、事業場の内部に対しても、また外部に対しても自信をもってその取組を今後進めていくことができるものであり、労働安全衛生マネジメントシステムの取組をさらに一段と向上させる意味からも意義のあるものです。

是非、労働災害の防止を進めるため、まずは費用のかからない形から取組をはじめていただきたいと思います。



Q 3. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するには多くの人材が必要で、中小企業では取り組むことが難しいと聞いていますが。

1. 認証等を受ける場合は必要な作業も多くなります

労働安全衛生マネジメントシステムについて、認証を受ける場合には、認証を受けるための要求事項に適合するように、各種の取組が必要であり、また書面で作成しなければならないものも数多くあります。このため、一般的には多くの時間を要し、そのための人材も必要といわれます。

2. 一定の人材は必要です

労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受けるのではなく、導入して災害を減少させる取組を行うというのであれば、必ずしも多くの人材を必要とするものではありません。

現在、安全衛生を担当している方が中心となって、この冊子で示している労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な取組からまず実行していきましょう。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムは企業の規模にかかわらず取り組むことができるものであり、中小企業においても取り組むことが可能です。

労働安全衛生マネジメントシステムでは、トップの労働災害防止への強い決意と労働安全衛生マネジメントシステムを実施するという強い意思が特に重要です。また、事業場の生産活動等を行っている、いわゆるラインの方々の理解と全員参加が基本ですので、むしろ規模があまり大きくない事業場の方が、経営者の意思決定の早さと全員の思いが一致するという点では、より効果的に労働安全衛生マネジメントシステムを進めることができます。

中小企業の方が、かえってうまくOSHMSを進められる面もあります。



Q 4. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は書類の作成が大変だと聞いていますが。

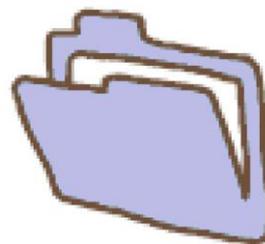
1. 一定の文書化は必要

労働安全衛生マネジメントシステムは、リスクを低減する取組を、着実にかつ継続的に実施していくための仕組みです。そのために必要な実施事項として、トップの安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成等が求められています。これらの事項を具体的にどのように行っていくかを明確にする必要がありますし、そのための手順を文書で明確にしておくことは、担当する人や関係する人が変わっても同様に労働安全衛生マネジメントシステムを運用しているためには必要なことです。

2. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針で求められている文書化

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「明文化」として次の事項を文書で定めるとしています。

- ① 安全衛生方針
- ② システム各級管理者の役割、責任及び権限
- ③ 安全衛生目標
- ④ 安全衛生計画
- ⑤ 次の各事項についての手順
 - ア 労働者の意見の反映
 - イ 文書管理
 - ウ リスクアセスメントとその結果に基づく措置
 - エ 安全衛生計画の実施
 - オ 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の実施
 - カ 労働災害発生時の調査等
 - キ システム監査の実施



3. 最小限の文書化でも可能

労働安全衛生マネジメントシステムを進めるためには、上記で説明をしたとおり一定の文書化は必要です。しかし、認証を受ける場合と異なり、適切に労働安全衛生マネジメントシステムを運営していくうえでの最小限の文書化としては、それほど負担の大きくない形でも可能と考えます。

この冊子では、最小限必要な文書化及びさらに取り組むことが望ましい文書化について、実例等を示し、できるだけ具体的で分かりやすい形で説明していますので、できるところから取り組んでいけば、それほど大きな負担とならないで取り組むことが可能です。

Q 5. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は専門的な知識が必要で、外部の専門機関や専門家に依頼しないとできないと聞いています。

1. 高度な知識は必ずしも必要ではありません

労働安全衛生マネジメントシステムについて、認証を受ける場合には、Q 2、Q 3 で述べたように、ある程度専門的な知識や、認証に取り組んだ経験のある専門機関や専門家に依頼することが、効率的と考えられます。

しかし、労働災害の防止を今以上に進めるために、労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むのであれば、必ずしも長期間にわたる研修を受講したり、外部の専門家に依頼したりすることは、必要ではありません。

2. 段階的な労働安全衛生マネジメントシステム導入に取り組みましょう

この冊子は、厚生労働省の委託事業として、労働災害防止に効果的な手法である労働安全衛生マネジメントシステムに多くの企業で取り組んでいただくことを目的に作成したものです。

労働安全衛生マネジメントシステムへの取組は様々な形がありますが、この冊子ではとにかく導入し取り組んでいただくことを最優先に、最小限必要な取組を提示し、そのための取組方法をできるだけやさしく説明しています。

そのため、この冊子は、中小規模の事業場で安全衛生を担当している方が、これから労働安全衛生マネジメントシステムを導入することを前提に、必要最小限の取組について次の3つのステップで容易に理解し取り組むことができるように解説しています（第2章）。

- ステップ1 基本の仕組みを理解しましょう
- ステップ2 基本の仕組みを効果的に行いましょう
- ステップ3 仕組みの見直しを行いましょう

また、各ステップでは必要な取組事項がありますが、これらはポイントとして記載し、いま自分の事業場で取り組んでいる安全衛生対策をもとに必要な取り組みを追加するという形で示していますので、各ポイントについて比較的容易に対応することができるものとしています。

なお、各ポイントについては、さらに3章で詳細な説明をすることで、それぞれの事業場の実態に応じた取組が容易となるようにしていますので、専門家に依頼することなく労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むことができます。

是非、できるところから取り組んでいただきたいと思います。

Q 6. OSHMSを導入するにはたくさんの取組事項がありますが、最小限取り組まなければならないことは何ですか。

1 指針の取組事項は 14 項目です

厚生労働省の労働安全衛生マネジメントシステムの指針は 18 条からなり、取り組むべき事項は、次の 14 項目です。これらの項目に従った取組が必要です。

1. 安全衛生方針の表明
2. 労働者の意見の反映
3. 体制の整備
4. 明文化
5. 記録
6. 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
7. 安全衛生目標の設定
8. 安全衛生計画の作成
9. 安全衛生計画の実施等
10. 緊急事態への対応
11. 日常的な点検、改善等
12. 労働災害発生原因の調査等
13. システム監査
14. 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第 2 章で、3 ステップと 14 ポイントとして分かりやすく説明しています。



2 3つのステップに分けると理解が容易になります

この冊子では、やさしい取組となるよう、労働安全衛生マネジメントシステムを 3 つのステップに分けて理解しやすいようにしています。また、実際の実施事項は、ゼロから取り組むのではなく、事業場で現在取り組んでいる安全衛生活動を前提に、何を追加したらよいかということで、できるだけ少ない取組でも済むように、例示をしながら説明しています（第 2 章）。

- ステップ 1 基本の仕組みを導入しましょう
労働安全衛生マネジメントシステムの「基本の仕組み」を理解し、事業場の実態を踏まえた仕組みをつくり、実践します。
- ステップ 2 基本の仕組みを効果的に行いましょう
基本の取組をより効果的にする仕組みを理解し、事業場の実態を踏まえた仕組みをつくり、実践します。
- ステップ 3 仕組みの見直しを行いましょう
より効果的なものとするため、システムを見直す仕組みを理解し、事業場の実態を踏まえた仕組みをつくり、実践します。

なお、上記の取組は基本的でかつ負担の少ない形を紹介し説明していますので、さらに充実した取組については第 3 章で紹介し、様々な取組ができるようにしています。

Q 7. リスクアセスメントだけの取組では効果がないのでしょうか。必ず労働安全衛生マネジメントシステムに取り組む必要があるのでしょうか。

1. リスクアセスメントの取組だけでも効果はあります

リスクアセスメントは職場のリスクの程度を評価し、優先度の高いものからリスクを低減する優れた労働災害防止の取組です。労働安全衛生法でも事業者の努力義務とされています。

リスクアセスメントを実施し、その結果に基づくリスク低減措置を確実に実施していけば労働災害の発生しにくい、より安全度の高い職場を実現することができます。

2. リスクアセスメントの取組を確実に実施するために

労働安全衛生マネジメントシステムの実施事項の中に、リスクアセスメントがあります。労働安全衛生マネジメントシステムは、労働災害防止の中核と位置付けられるリスクアセスメントについて確実に実施することを明確にするとともに、リスクアセスメントの結果決定されたリスク低減措置を確実に実施すること、また、これらの取組を事業場全体として継続的、安定的に取り組んでいく仕組みを構築し、適正に運営していくものです。

このため、リスクアセスメントの実施と労働安全衛生マネジメントシステムは密接に関係しながら実施されていくものです。

3. 労働安全衛生マネジメントシステムは労働災害防止をより効果的に進めるために必要です

労働災害は、リスクアセスメントで決定したリスクを低減する取組が重要ですが、労働災害防止はそれだけではありません。労働災害防止のためには、ヒヤリ・ハット活動や危険予知活動もありますし、従業員の安全衛生教育も重要です。また、事業場の全従業員が労働災害防止に高い意識を持ち、積極的に関与していくことも大切です。

労働安全衛生マネジメントシステムは、労働災害防止全般にかかわるものであり、事業場の経営活動の一環として全員参加で実施するものです。このことで、より効果的な災害防止の取組とすることができますので、リスクアセスメントの実施だけでなく、是非労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むことをお勧めします。

みんなでがんばろう

